

大津っ子まつり実行委員会規約

(実行委員会の目的)

第1条 この実行委員会は、美しい自然と歴史と文化のまち大津に暮らす全ての人々が、世代を超えてともに交流し、その中で未来を担う子どもたちが夢をもって、健康で心豊かに育っていくことを願い、大津っ子まつりを開催することを目的とする。

(名称)

第2条 この実行委員会は、大津っ子まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(実行委員会の構成)

第3条 実行委員会は、別表に掲げる団体をもって構成する。

(実行委員会の担任する事務)

第4条 実行委員会は、第1条の目的を達成するため、大津っ子まつりの企画及び運営に関する事務を行う。

(委員)

第5条 実行委員会の委員は、各構成団体から選出された者をもって充てる。

2 各構成団体が選出する前項の委員の数は、それぞれ1人以上とする。

(役員)

第6条 実行委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 若干名

(3) 監事 若干名

2 前項の役員は、実行委員会の委員の互選により決定する。

3 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

5 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(実行委員会の会議)

第7条 実行委員会の会議は、委員長が招集する。

2 実行委員会の会議は、実行委員会の委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 実行委員会の議事その他その運営に関し必要な事項は、委員長が実行委員会の会議に諮って別に定める。

(企画委員会)

第8条 大津っ子まつりの運営に関する企画立案等を行わせるため、実行委員会に企画委員会を置く。

2 企画委員会の委員は、委員長、副委員長及び実行委員会の委員の互選により選任された者をもって構成する。

3 企画委員会の運営に関し必要な事項は、企画委員会の会議において定める。

(経費の支弁の方法)

第9条 大津っ子まつりの開催に要する経費は、協賛金、負担金その他の収入をもって支弁する。

(決算処理)

第10条 委員長は、大津っ子まつりが終了したときは、速やかに当該事業に係る決算を作成し、監事による監査に付した上、実行委員会の承認を得なければならない。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務を処理するため、大津市教育委員会内に事務局を置く。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 この規約は、令和5年 9月1日から施行する。